主

原判決中被控訴人に関する部分を取り消す。

被控訴人は控訴人らに対し各金二十万円並びにこれに対する昭和二十四年九月十一日から支払ずみまで年五分の割合の金員を支払え。

控訴人らのその余の請求を棄却する。

訴訟の総費用は、これを五分し、その四を被控訴人の負担とし、その一

を控訴人らの負担とする。 〇事実

控訴代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人は控訴人らに対し各金四十万円及びこれに対する昭和二十四年九月十一日から支払ずみまで年五分の割合の金員を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決並びに仮執行の宣言を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

に仮執行の宣言を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方の事実上の陳述は、控訴代理人において、「(一)控訴人ら a ビルの占有者である被控訴人に対し、右工作物の設置又は保存に瑕疵あるに より被った損害につき、第一次には国家賠償法第二条の規定による賠償を求め、これが許されない場合は、第二次の請求として、民法第七百十七条の規定による賠償を求める。民法第七百九条、第七百十五条の規定による損害の賠償はこれを求めな い。(二)昭和二十二年五月三日施行せられた憲法第十七条には、公務員の不法行 為により、損害を受けた者は、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、 の賠償を求めうる旨規定せられており、これに基き国家賠償法が制定せられ、同年 十月二十七日その施行を見たところ、本件事故は、憲法施行後に発生したのである から、これについても遡つて国家賠償法の規定が適用せらるべきである。これに反 する同法附則第六項の規定は、憲法の条規に反するものであつてその効力を有しない。しかるに同法第二条には、公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他 人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる旨規定せ られているところ、前記aビルは、進駐軍の接収通知に基き、被控訴人が所有者か ら借り受けて進駐軍の使用に供したのであるから、公の営造物に当り、右aビルの 一階第一三一号室東側窓のよろい戸が降下しなくなつたこと、並びにシャツターボ ツクス内にあるリミツトスイツチの安全カバーが外れていたことは、右営造物の設 置文は管理にかしがあつた場合に当るから、被控訴人は、同法条により、これがた めに生じた損害を賠償すべき責任を負うものである。

「(一)、本件事故は国家賠償法施行前に発生したものであるから、同法の適用はない。仮に国家賠償法施行前の行為に基く損害についても同法の適用があるとしても、本件建物は公の営造物でないから、同法の適用はない。(二)、Aが控訴人ら主張のよろい戸を降下せしめる作業に従事中、電流が同人の身体に通じた経路については知らない。

(三)、本件リミット、スイッチの安全カバーがたまたま取り外されたままで放置されてあつたことは、工作物の保存にかしがあつた場合に当るとみるべきでない。リミットスイッチが備えられている場所は、室内の窓の上部のシヤッターボックスの中である。従つて通常このボックス内には人が入るものでなく、安全カバーが外れていても、外れていること自体から何らの危険をも生ずるものではない。カバーはじんあいの埋積することを防ぎ、時にねずみが触れることが考えられるので設けられているものである。スイッチに人の身体が触れることが考えられ

証拠として、控訴代理人は、甲第一ないし第四号証(ただし甲第三号証は写)を提出し、原審並びに当審(差戻前)証人B、原審証人C、D、E、F、G、H、I、J、K(第一、二回)当審(差戻前)証人L、M、N、Oの各証言、原審並びに当審(差戻前)における検証の結果、当審(差戻前)における検証の結果、当審(差戻前)における検証の結果、当審(差戻前)における控訴人P本人尋問の結果を援用し、乙第一号証の成立は不知、と述べ、被控訴代理人は、乙第一号証を提出し、原審証人Q、K(第一、二回)、R、J、当審(差戻前)証人S、T、Uの各証言、原審における検証の結果を援用し、甲各号証の成立(ただし甲第三号証は原本の存在並びにその成立)を認める、と述べた。

理由

控訴人らの長男Aが、昭和二十一年八月中進駐軍要員(電気工)として雇われ、 進駐軍の接収にかかる東京都千代田区 b 町所在 a ビルに勤務していたこと、並びに 同人が、昭和二十二年九月一日午後五時五十分頃、同ビル一階第一三一号室(管理 事務室)東側窓のよろい戸が捲き上げられたまま降下しなくなつたので、右管理事 務室の者から依頼せられ、右よろい戸を降下させるため、長さ約一メートルの鉄製 パイプを使用してよろい戸をこじたところ、よろい戸の電気回路を流れる電流が右 鉄製パイプを通じて同人の身体に感電し、これがために傷害を受け、同日午後六時 二十分頃死亡したことは、当事者間に争がない。

一投い人の情求として、右事実は国家賠償法第二条に該当するとし、 一控訴人らは、第一次の請求として、右事実は国家賠償法第二条に該当するとし、 同法附則第六項「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前のが、 は日本国憲法第十七条に違反し無効であつて、同法施行前ではあるが、 本国憲法施行後に発生した本件には国家賠償法の適用がある、と主張しているのの の発動としてなされた場合は民法の適用はないものとして、「この所民法入るであるが」とされていたのを否定し、国及び公共団体の責任が公権力の行使に国憲法が らずることを明定したものであるから、この規定の趣旨かることができることがでも となる務員の不法行為についても民法の規定を適用することができるとして たものと解するのが相当である。しかして国家賠償法は、民法の特別法として たものと解するのが相当である。(国家賠償法第四条参照。)

このように解すると、国家賠償法附則第六項において同法をその施行前の行為にまで遡及適用しなかつたことを以て何ら日本国憲法第十七条に反するということを以て何ら日本国憲法第十七条に反するという場合のあることも考えられるけれども、それは日本国憲法第十七条の「法律の定めるところにより」にいう法律の変更に伴う避れるは明象であって、将来国家賠償法の改正がある場合には本件と同様の問題が起るからいのである。このような場合さらに広くせられた救済の範囲を遡及しないるとが日本国憲法第十七条に反するという解釈が成り立ち得ないことが日本国憲法第十七条に反するという解釈が成り立ち得ないことが日本国憲法第十七条に反するという解釈が成り立ち得ないことである。国家賠償法附則第六項は何ら憲法の条規に反するものでなく、これをもつて

であつても、国家賠償法施行の日である昭和二十二年十月二十七日以前に発生した本件損害については、同法を適用することはできないものであるから、国家賠償法第二条に基く控訴人らの第一次の請求は、これ以上の判断をなすまでもなく失当として棄却すべきものである。

よつて控訴人らの第二次の請求について考えるに、被控訴人が進駐軍の昭和二十年九月十四目附接収通知により本件aビルをその所有者から借り受け、これを進駐軍の使用に供したことは、当事者間に争なく、成立に争ない甲第四号証によれば、被控訴人が本件aビルの賃借人として所有者に対し賃料を支払つていたことが明らかであるから、事実上本件aビルを占有していたのは連合国占領軍であるけれども、被控訴人は右建物の間接占有を有していたものというべく、従つて被控訴人は右建物の設置保存に関するかしに基因する損害については、民法第七百十七条にいう占有者としてその責に任じなければならない。

いる。 である。 でようによれば、従来よろいたこと。 でようなはいる修理方法がある修理方法がある。 でようかは別として、 のかられるのような状況のような状況のような状況のような状況のような状況のような状況のような状況のような状況のような状況のような状況のような状況のよる。 であるかどうかは別として、 であるかというでように、 であるいの ではいる。 であるにのみではいうることを方というである。 であるにのみである。 であるにのみである。 であるにのように、 であるにのように、 ではは本件するは、 であるにのように、 であるにのように、 であるにのように、 であるにのように、 であるにのように、 であるにのように、 ではは本件でかる。 である。 であることは、 である。 であることに、 である。 であることに、 である。 であることに、 である。 でものというべく、 ない。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 でものというべく、 ない。 である。 でものというべく、 ない。 である。 でものというでものというでく、 ない。 である。 でものというでく、 ない。 である。 でものというべく、 ない。 でものというべく、 の見解は採用しない。

果して然らば、被控訴人は、本件建物の占有者として右かしにより損害を生じた被害者に対しその賠償をなすべき責任あるところ、被控訴人はかかる占有者の賠償責任は、占有者が損害の発生を防止するに必要な注意をした場合にはその責任はないのであるが、本件においては、直接占有者たる進駐軍においてその管理補修を行い、被控訴人は進駐軍の要求なくしては一切これに関与しない立場にあつたから、損害賠償の責任はない、と主張するので考えるに、民法第七百十七条はいわゆる危険責任の原理を宣明した規定であつて、工作物のような危険性の多い物を管理し所有する者は、危険の防止に十分の注意を払うべきであり、万一危険か現実化して損

次に控訴人らは、A自らが本件事故によって受けた精神上の損害に対する慰籍料請求権を相続により取得したとしてこれを請求しているので考えるに、不法行為に因り身体を傷害せられこれがために苦痛を被つた場合における慰籍料請求権は被害者の死亡と共に消滅し、相続人でも之を承継し得ないのが原則であつて、ただ被害者が加害者に慰籍料を請求する意思を表示したときに相続性を有するに至るものであること、及び右意思表示は単にその請求をなす意思を表白すれば足り、必ずしも加害者に到達するを要しないとするのが、久しきにわたる大審院判例(大正八年制度)の表面では、「本人の日間をは、日本の日本に表現して、

(オ) 第八〇号同年六月五日言渡大審院判決参照) であつて、本件においても右判例に従うのが相当であると考える。もつともこの点については議論の存するところ

であつていやしくも精神的利益の侵害があれば慰籍料請求権が発生し、請求の意思 を表示しなくても、特別の事情(たとえば放棄、免除)のない限り、原則として相 続されるとする見解もあるけれども民法第七百十一条が死者の近親に固有の慰籍料 請求権を認めていることから考えて、民法は、死者の近親はもつぱらこの請求権を 行使すれば足るとなしているのであつて、これ以上被相続人である被害者本人が慰 籍料請求の意思を表白していないのに拘らず当然慰籍料請求権の相続性を認めるこ とはいささか行き過ぎであるというべく、矢張従前の判例のいうとおり、慰籍料請 求権について、その請求をするかしないかは一身専属権であるから、請求の意思を 表示するまでは相続性をもたないが、請求の意思表示があれば、一般の金銭債権と なり、相続性をもつという見解を以つて正当となすべきである。なる程かく解する ときは、民法第七百十一条列記の者以外の者が相続人である場合、その者は結局慰 籍料請求権を行使することができないことになるのがでるが、その者は本来固有の 慰籍料請求権をもつていないのであるから、原則として慰籍料請求権の相続性を認 めないからといつて、時に不公平、不妥当であるということができず、むしろ慰籍 料請求権の相続性を認めて同条列記の者に対し結果において二重の権利行使を容認 することこそ不公正、不相当であるというべきである。仮に百歩を譲り、控訴人ら 主張のよう〈要旨第二〉に、慰藉料請求権の当然相続性を認めるとしても、相続人が 民法第七百十一条列記の者である場合、同条によ〈/要旨第二〉る固有の慰権料請求権 と相続による慰籍料請求権とを併せ行使することは許すべきでないと解するを相当 とする。なる程、右両者は被害法益を異にしているものであろうか、結局被相続人 である被害者の身体又は生命の侵害という同一事実に基くものであり、その本質において同一ということができるので、これを併せ行使することはかえつて不当というべきである。しかして本件において、控訴人らは、その固有の慰藉利請求権を行使しているのであるから、被相続人であるAがその生前に本件傷害による慰籍料請 求権を行使した事実の認められない限り、控訴人らの川続により取得したというお 慰村請求権の行使を認むべきでなく、本件一切の証拠によるも、Aが慰籍料請求権 行使の意思を表白したことを認めることができないので、控訴人らの前示請求は到 底認容することができない。

以上の次第であつて、被控訴人は、控訴人らに対し、各金二十万円並びにこれに対する本件訴状送達の翌日であること記録上明らかである昭和二十四年九月十一日から完済まで年五分に相当する遅延損害金を支払うべき義務かあり、控訴人らの本訴請求はこの限度において正当として認容すべきもその余は失当として棄却すべきである。しかるに原判決が、控訴人らの講本を全部失当として棄却したのは不当であつて控訴人らの控訴は理由があるので、原判決を取り消し自判することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八十九条、第九十六条を適用しなお、仮執行の宣言はこれを附することが相当でないと認めるので右申立を却下することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 大江保直 判事 猪俣幸一 判事 古原勇雄)